

大田区産後ケア事業

(訪問型・日帰り型)のご案内

産後のお母さんの体や赤ちゃんのケア、授乳指導が助産師から受けられます。大田区ではすこやか赤ちゃん訪問を受けた方で区が必要と認めた方に対して、産後ケア事業を実施しています。

《対象者》

- 1 大田区に住民登録している方
- 2 育児に不安がある方
- 3 産後において家族等の援助が得られにくい方



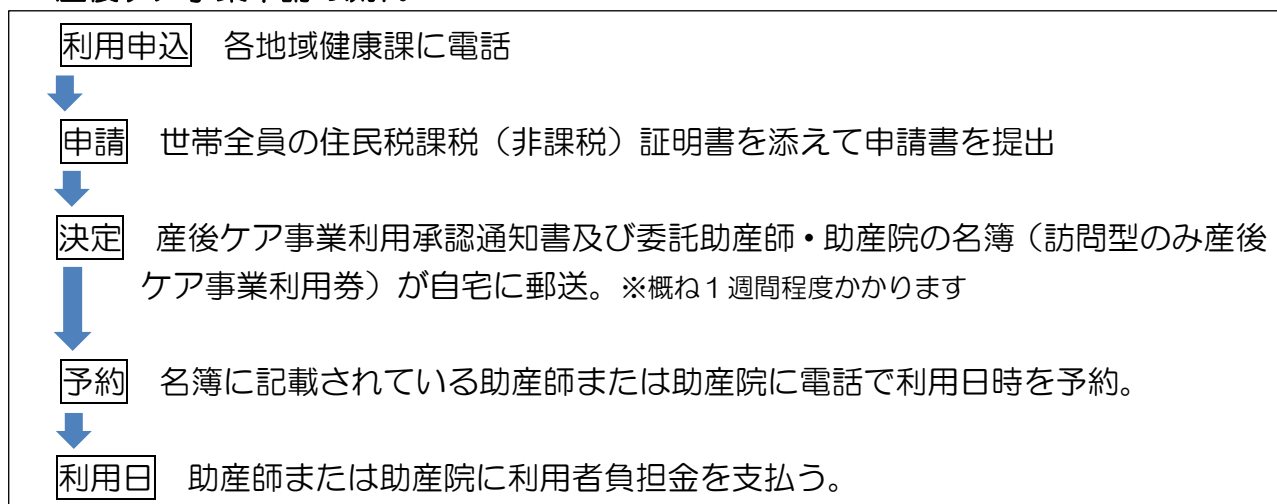
《ケア内容》

- ・産後における母体管理及び生活面の指導
- ・乳房管理及び乳房ケア
- ・乳児のケアや授乳方法等の育児指導
- ・母の休養（日帰り型のみ）

	利用場所	利用時間	利用者負担金	利用期間	利用回数
訪問型	自宅に助産師が訪問	月曜～金曜の9時～17時 (祝日及び12/29～1/3を除く) のうち30分～1時間以内	1,000円/回	1歳未満 ※申請期間：11か月未満	3回
日帰り型	とわ助産院 横浜市鶴見区 (JR鶴見駅 徒歩2分)	月曜～金曜の9時～17時 (祝日及び12/29～1/3を除く) のうち4時間～8時間(昼食付)	3,000円	5か月未満 ※申請期間：4か月未満	1回
	森重助産院 川崎市川崎区 (JR川崎駅 からバス)	月曜～金曜の9時～17時 (祝日及び12/29～1/3を除く) のうち4時間～8時間(昼食付)			
	さくらバス 川崎市中原区 (東急武蔵小杉 駅徒歩8分)	月曜～金曜の9時～17時 (祝日及び12/29～1/3を除く) のうち4時間(昼食付)			

※非課税世帯・生活保護世帯の方は減免制度があります。お申込みの際にご確認ください。

《産後ケア事業申請の流れ》



《お申込み先》 受付時間：月～金（祝祭日・年末年始を除く） 8：30～17：00

大森地域健康課	大田区大森西1-12-1	電話 5764-0662
調布地域健康課	大田区雪谷大塚町4-6	電話 3726-4147
蒲田地域健康課	大田区蒲田本町2-1-1	電話 5713-1702
糎谷・羽田地域健康課	大田区東糎谷1-21-15	電話 3743-4163

※令和2年度にすでに日帰り型を利用もしくは申請してされており、令和3年4月以降にも利用したい方（お子さんが1歳未満の方限る）は健康づくり課（03-5744-1661）へご連絡ください。

《注意事項》

- ・キャンセルまたは利用日時の変更をするときは、利用日前日の午後3時までに助産師もしくは利用予定施設に連絡をしてください。これ以降のキャンセルや連絡なく利用がなかったときは、利用したとみなし再度申請・利用はできませんのでご注意ください。
- ・医療行為が必要な状態、または感染症の疑いがある場合は利用できません。
- ・産後ケア事業の利用終了後に各施設及び助産師より、お母さんや赤ちゃんの健康状態などの状況について大田区に報告いただいています。必要な情報提供や支援をするために、地域健康課からご連絡させていただくことがあります。

《日帰り型について》

- ・持ち物：産後ケア事業利用承認通知書、母子手帳、健康保険証、赤ちゃんの外出に必要な物（ミルク、哺乳瓶、おむつ、おしりふき、ガーゼ、着替え等）、タオル（沐浴や入浴をする場合）
- ・赤ちゃんの沐浴やお母さんの入浴をご希望の方は、予約の際に各施設へお問い合わせください。施設によって、バスタオルの貸し出しが可能な場合があります。ただし、赤ちゃんの月齢によって沐浴ができない場合があります。
- ・お母さんの健診当日、予防接種当日は利用できません。また、赤ちゃんの兄弟のご利用はできません。